

令和2年4月1日改訂版における主な変更内容

《取り扱いが変わる点》

○国土交通大臣許可に係る許可申請書等の都道府県経由事務の廃止

令和2年4月1日以降提出分から、国土交通大臣許可に係る許可申請書等（経営規模等評価申請書及びその添付書類等を含む）については、当該都道府県を管轄する地方整備局等へ直接、郵送又は持ち込みにより提出することとなりました。

○国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）の提出不要

令和2年4月1日以降提出分から、国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）については、新規・変更・削除に関わらず提出は不要となります。

ただし、県発注工事に配置する技術者の登録については、県発注工事を請け負った場合、当該工事に配置する技術者の登録のため、入札参加申請に係る変更届（技術者の登録）の届出が引き続き必要となります。

○営業所所在地の略図の提出不要

令和2年4月1日以降提出分から、営業所所在地の略図については、新規・変更に関わらず提出は不要となります。

○建設業法施行令第3条に規定する使用人に関する確認書類の提示不要

令和2年4月1日以降提出分から、令3条に規定する使用人の常勤性を確認するために提示いただいていた健康保険被保険者証等の提示は不要となります。

○登記されていないことの証明書の代わりに医師の診断書の提出も可能

提出様式について、「登記されていないことの証明書」の代わりに「医師の診断書」の提出も可能となりました。「医師の診断書」の提出をご希望の方は、記載内容等を案内しますので事前に建設業班までご連絡ください。

○一式工事の考え方について

一式工事は、他の「専門工事」とは異なり、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事ですが、複数の専門工事が有機的に組み合わさっていたり、工事の規模や複雑性からみて個別の専門工事として施工することが困難な工事であれば、元請工事だけでなく、下請工事であってもその内容が満たされているのならば施工が可能となる

場合も考えられます。

ただし、一式工事は、大規模又は施工内容が複雑な工事と定義されていることから、余りにも少額な工事については認められていません。